

令和4年 鱒ヶ沢町農業委員会 第10回定例総会会議録

令和4年10月11日（火）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 12名

1番	木村 賢一	10番	木村 暢子
2番	長谷川 貴輝	11番	工藤 修二
3番	大谷 大樹	12番	工藤 文信
4番	木村 優仁	13番	對馬 孝
5番	今 仁司	14番	工藤 清
6番	神 秀穂		
7番	神 文人		
8番	三上 三樹		

◎欠席委員 9番 佐藤 松子

事務局	1. 開会 ただ今より令和4年第10回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議場	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

議長	<p>項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を5番の今仁司委員、12番の工藤文信委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和4年9月9日、13日、15日 令和4年鱒ヶ沢町議会第3回定例会 場 所：鱒ヶ沢町役場議場 出席者：工藤清会長、事務局（田村）</p> <p>報告第2号 令和4年9月27日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：北浮田町字平野地内 外3件 出席者：佐藤松子委員、齋藤博推進委員、 事務局（齋藤（正）、齋藤（和））</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第32号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について</p> <p>議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく鱒ヶ沢町基本構想の見直し（案）の承認を求めることについて</p> <p>以上3議案を上程致します。</p>
議場	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案の審議に入ります。</p> <p>議案第31号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>なお、番号36番、39番については「議事参与の制限」の規定に該当する案件となりますので、関連する木村賢一委員、長谷川貴輝委員の一時退席をお願いします。</p> <p>（2委員が退席する）</p>

議長

それでは、番号36番、39番について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第31号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。

番号36番から説明します。

番号36番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋96番

地目 登記、現況ともに畑

面積 7,765 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

なお、譲受人につきましては、新規就農者であり、青年等就農計画を提出済みです。

ミニトマトのハウス栽培を計画しており、去年と今年において、中泊のミニトマト農家で研修を受けておりました。

番号39番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須341番2

地目 登記が畑で、現況は保全管理となっております。

面積 1722 m²

外、田が1筆で合計面積は825 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

これらのことについて、資料5頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第7号までのうち、第2項第7号をご覧ください。

番号36番については、知人間の売買で、野菜等の作付けをしていた土地についてミニトマトの栽培を行う計画となっております。

続いて資料の6頁をご覧ください。

番号39番については、知人間の売買で、保全管理していた土地については、野菜の作付けを行い、水稻の栽培をしていた土地については同様の管理を行う計画となっております。

これらの土地について、9月27日に佐藤松子委員、齋藤博推進委員および事務局で現地を確認し、周辺農地の利用状況を確認しました。

その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと確認しました。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

ただいま、番号36番、39番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。
番号36番、39番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、番号36番、39番について原案のとおり許可することに決定いたします。
退席していた委員の着席をお願いします。

議場

(2委員が着席する)

議長

続いて、ただいま承認されたもの以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第31号の残りの案件の説明に入ります。3ページをお開き下さい。

番号37番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須 154 番 48

地目 登記、現況ともに畑

面積 2,436 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号38番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ沢 38 番 1

地目 登記が畑、現況は保全管理状態となっております。

面積 3,012 m²

外、保全管理状態の畑が1筆、1/3の持分の田が1筆で合計が 5,745 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

これらのことについて、資料5頁をごらんください。

番号37番については、知人間の売買で、野菜の作付けをしていた土地について同様の管理を行う計画となっております。

番号38番につきましては、親子間の贈与で、保全管理していた土地については野菜の作付け、持分1/3の田については、水稻の作付けを行う計画となっております。

これらの土地について、9月27日に佐藤松子委員、齋藤博推進委員および事務局で現地を確認し、周辺農地の利用状況を確認しました。

その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと確認しました。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。 以上です。

議長

それでは、議案第31号について審議に入ります。
議案第31号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。
議案第31号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第31号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第32号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第32号の説明に入ります。7ページをお開き下さい。
農地等の一括贈与に関して、地方税の徴収猶予に該当するものであることの承認を求めるものであります。

今回の案件は3月及び7月の総会で親から生前贈与を受けるということで議案が審議され、承認を受けたもので、移転登記が完了したものであります。

土地の贈与にあたり、国税である贈与税と県税である不動産取得税の二つが徴収されることとなりますが、贈与税については2件とも相続時精算課税制度を利用して徴収猶予することとなっております。

残りの不動産取得税についてですが、農地については条件を満たすと徴収が猶予される制度があることから、今回議案として呈上しております。

その条件とは、
農地等の贈与を受けた日まで3年以上農業を営んでいるもの
贈与を受けた時点で満18歳以上の個人であること
贈与者の農地をすべて贈与すること
贈与者の推定相続人1人にすべての農地を贈与すること
贈与を受けるものが認定農業者であること

今回の案件につきましては、いま述べた条件のすべてに当てはまっており、適格者であるとするものであります。
以上です。

議長

それでは、議案第32号について審議に入ります。

議長 議案第32号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決いたします。
議案第32号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第32号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく鯉ヶ沢町基本構想の見直し(案)の承認を求めることについて事務局に説明を求めます。

事務局 それでは議案第33号の説明に入ります。8ページをお開き下さい。

農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、鯉ヶ沢町基本構想の見直し案がまとまったことから、農業委員会に対して意見を求められたことから上程するものであります。

町の基本構想は、5年に1回、県の基本方針が見直しされることに伴い見直しされるものです。

おおまかな内容につきましては9ページに掲載した参考資料をご覧ください。

所得目標はこれまで主たる従事者が380~470万であったものを420~520万としております。

年間労働時間は2,000時間で変更ありません。

農業経営の類型、米のみとか、米+果樹といった経営型のことですが、全体の8類型は変わらずですが、個別で11類型あったものを6類型にまとめました。

農用地の利用シェアですが、認定農家等の大規模農家に貸借や受委託で集約する面積の目標のことで、75%から90%へと上昇しております。

その下の二つはそのために必要な面積となっております。

農業委員会が実施している農用地のあっせん基準については、この基本構想を基にしていることから、今後、基本構想が公示された後にあっせん基準の見直しをする必要が出てきます。

以上です。

議長 それでは、議案第33号について審議に入ります。
議案第33号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。
議案第33号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく鱒ヶ沢町基本構想の見直し(案)の承認を求めることについて原案のとおり承認することに決定いたします。

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これをもちまして令和4年第10回定例総会を閉会いたします。
その他として事務局から連絡事項をお願いします。

8. その他

- ・次回の総会は11月10日(木)午前10時に開催予定。

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。(午前10時28分)

会 長 工 藤 清

会議録署名者 今 仁 司

〃 工 藤 文 信